

厚生労働省発健生 1120 第 7 号
7 新食第 1807 号
環循資発第 2512113 号
令和 7 年 12 月 11 日

株式会社アースクリエイティブ
代表取締役 栗原 和実 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



農林水産大臣 鈴木 勝和



環境大臣 石原 宏高



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定
に基づく再生利用事業計画の認定について

令和 6 年 11 月 28 日付で申請のあった再生利用事業計画については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、申請のとおり認定する。